

与の動向等を勘案し、管理運用法人による年金積立金の運用が市場その他民間活動に与える影響を踏まえつつ、その運用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき、前条第三号に掲げる規定の施行後三年を目途として、必要な措置を講ずるものとする。
(監査委員会の権限等に関する経過措置)

第六条 新管理運用法人法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)。次条第一項及び第三項ただし書において「通則法」という。

第十九条第四項及び第五項の規定並びに新管理運用法人法第五条の十第一項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(次条第一項及び附則第八条において「第三号施行日」という)前に生じた事項にも適用する。
(役員に関する経過措置)

第七条 第三号施行日の前日において管理運用法人の理事長若しくは監事又は理事である者の任期は、通則法第二十一条第一項若しくは第二項又は第五条の規定による改正前の年金積立金管理制度運用独立行政法人法(次条において「旧管理運用法人法」という)第八条の規定にかかるらず、その日に満了する。

附則第一条第三号に掲げる規定の施行後最初に任命される管理運用法人の委員長の任期は、新管理運用法人法第八条第一項の規定にかかるらず、三年六月とする。

厚生労働大臣は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行後最初に任命する管理運用法人の委員については、その任期の満了の期日が特定の年に偏ることのないよう、新管理運用法人法第八条第一項の規定にかかるはず、二年六月以上四年六月以内で厚生労働大臣の定める任期をもつて任命することができる。ただし、監査委員である委員の任期は、任命の日からこの項本文の規定により定められた任期の末日を含む事業年度についての通則法第三十八条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の日までとする。
(運用委員会の委員に関する経過措置)

第八条 第三号施行日の前日において管理運用法人の運営委員会の委員である者の任期は、旧管理運用法人法第十七条第二項の規定にかかるはず、その日に満了する。

2 管理運用法人の運用委員会の委員であつた者に係る旧管理運用法人法第十七条第三項において

て準用する旧管理運用法人法第十三条の規定による秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、第三号施行日以後も、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行前にした行為及び前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

(施行期日)